

【再就職を支援してほしい】

支援策の名称	47 職場適応訓練費の支給
支援の種類	給付
支援の内容	●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給します。 ●事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月(重度の障害者25,000円/月)が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日(重度の障害者1,000円/日)です。 ●訓練期間は、6か月(中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年)以内です。短期の職場適応訓練については、2週間(重度の障害者に係る訓練4週間)以内です。
活用できる方	●職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。 イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
お問合せ先	福島公共職業安定所 024-534-4121

【被災地での健康を守るための一口メモ】

●こころのケアについて

～特に子どもについては、ご家族や周囲の大人の皆様がこのようなことに気を付けましょう～

- できるだけ子どもを一人にせず、安心感・安全感を与えましょう
- 抱っこや痛いところをさするなど、スキンシップを増やしましょう
- 赤ちゃん返り・依存・わがままなどが現れます。受け止めてあげましょう